別記様式第１号（法第19条関係）

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

１　実施内容に対応する同意基本計画の名称

|  |
| --- |
| 宮城県みどりの食料システム戦略推進基本計画 |

注　環境負荷低減事業活動の実施区域を含む市町村が、２②に記載する市町村と異なる場合には、当該市町村の名称を併せて記載すること。

２　申請者等の概要

|  |
| --- |
| 申請者（代表者） |
| 1. 氏名又は名称：ＪＡ○○ 特別栽培米生産部会   （代表者：部会長　○○ ○○）   1. 住所又は主たる事務所の所在地： ○○市○○１２３－１ 2. 連絡先   ・電話番号：○○-○○○○-○○○○  ・E-mailアドレス：  ④業種：☑ 耕種農業 　□ 畜産業 　□ 林業 　□ 漁業 |

３　環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

（１）農林漁業経営の概況

|  |
| --- |
| 品目：水稲  面積：①化学肥料・化学農薬不使用タイプ：60 ha  　　　②化学肥料・化学農薬５割削減タイプ：240 ha  構成員：140経営体（法人・個人） |

（２）環境負荷低減事業活動の類型

|  |
| --- |
| ☑ a.有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少  □ b.温室効果ガスの排出の量の削減  □ c.土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少  □ d.家畜のふん尿に含まれる窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少  □ e.餌料の投与等により流出する窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少  □ f.土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用  □ g.生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減  □ h.化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全 |

注　該当する取組にチェック（レ）を付けること。

（３）環境負荷低減事業活動の推進方向

|  |
| --- |
| 【生産に関する取組】  部会全体で①化学肥料・化学農薬不使用タイプ、②化学肥料・化学農薬５割削減タイプの２種類の栽培暦を作成し、これに沿った栽培を実践。特に①化学肥料・化学農薬不使用タイプの面積拡大に取り組む。  （具体的な活動内容）  ・土壌診断を行い、地域の畜産堆肥を活用した土づくりを実施  ・温湯処理による種子消毒を実施  ・深水管理の実施、年３回（５月下旬・６月下旬・７月下旬）の畦畔草刈りを徹底  【販売に関する取組】  　首都圏の生協との契約販売を実施。特に化学肥料・化学農薬不使用タイプについては、独自の農産物ブランドとして販売を強化していく。  　また、生協との産地交流会を通じて消費者への理解の促進にも取り組む。 |

注１　環境負荷低減事業活動に係る農林漁業経営の生産・販売の現状及び課題、それらを踏まえた取組の方向性について記載すること。

２　関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

（４）環境負荷低減事業活動の実施期間

|  |
| --- |
| 実施期間：令和 ５ 年 ４ 月　～　令和 １０ 年 ３ 月（目標年度） |

注　５年間を目途に定めること。

（５）環境負荷低減事業活動の内容及び目標

（土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 実施内容（導入する生産方式） | | 資材の使用量等 |
| 水稲 |  | （有機質資材の施用）  ・堆肥散布の実施 | （現状）  1.2トン／10a |
| （目標）  1.2トン／10a |
| （化学肥料の施用減少）  ・有機質肥料の施用 | （慣行）  7.0kg ／10a |
| （目標）  ①化学肥料不使用  ②3.5 N-kg ／10a |
| （化学農薬の使用減少）  ・種子温湯消毒の実施  ・畦畔除草の徹底による  除草剤の散布回数の見直し  ・水田用除草機（機械除草）の導入 | （慣行）  16回 |
| （目標）  ① 化学農薬不使用  ② 8回以下 |
| 環境負荷低減事業活動  の取組面積等 | | （現状）  ① 60 ha  ② 240 ha |
| （目標）  ① 80 ha  ② 240 ha |

（６）経営の持続性の確保に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者名：JA○○特別栽培米部会 | 現状  （４年12月期） | 目標  （９年12月期） |
| ア：経営規模 | 300ha | 320ha |
| イ：売上高 | ●●●●百万円 | ●●●●百万円 |
| ウ：経営費（生産コスト） | - | - |
| エ：所得（イ－ウ） | - | - |

（７）環境負荷低減事業活動の実施体制

|  |
| --- |
| 総括責任者：部会長　○○　○○  生産部：技術指導、栽培暦・資材の見直しに関する取組  販売部：出荷管理、販売促進・販路開拓に関する取組  環境負荷低減事業活動に取り組む部会員：別紙のとおり |

注１　環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載すること。

２　申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や

連携体制等について記載すること。

４　環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

別紙のとおり

注１　「使途・用途」については、環境負荷低減事業活動に必要となる設備等導入資金、運転資金等の別を記載すること。なお、設備等の導入をする場合は別表２に、当該設備等の導入として施設の整備を行う場合は別表３に、それぞれ必要事項を記載すること。

２　「資金調達方法」については、自己資金・融資・補助金等の別を記載すること。株式会社日本政策金融公庫等の融資を受けることを予定している場合は、その旨を明記すること。

３　環境負荷低減事業活動の実施に当たって特例措置を活用する場合は、別表１及び各特例措置に対応した別表等に必要事項を記載すること。

５　特例措置の活用に関する事項

別紙のとおり

６　環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

本計画に基づく環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

☑　適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

☑　適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

☑　エネルギーの節減

　温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

□　悪臭及び害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

☑　廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

☑　生産情報の記録及び保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

☑　生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

【その他記入欄】

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

|  |
| --- |
|  |

（別表２）

環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

設備等を導入する者の氏名又は名称：

JA○○特別栽培米生産部会　部会長　○○ ○○

注１　法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　設備等の導入を行う者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 導入時期 | | 番  号 | 設備等の種類・名称／型式 | 一体的な  設備等 | 単価  (千円) | 数  量 | 金額  (千円) | 特例  措置 |
| ５年度 | 10月 | ① | マニュアスプレッダ　○○  MS6000 |  | 4,500 | 1 | 4,500 | カ |
| 11月 | ② | 種子温湯消毒装置　○○○○  SS-2000L |  | 20,000 | 1 | 20,000 | カ |
| 小計 | | | | | | 24,500 |  |
| ○年度 | 月 | ③ |  |  |  |  |  |  |
| 月 | ④ |  |  |  |  |  |  |
| 小計 | | | | | |  |  |
| ○年度 | 月 |  |  |  |  |  |  |  |
| 月 |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 | | | | | |  |  |
| 合計 | | | | | | | 24,500 |  |

注１　「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。

　２　記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

３　みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。

４　みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。

５　「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～カ）を記載すること。

ア：農業改良資金

イ：林業・木材産業改善資金

ウ：沿岸漁業改善資金

エ：畜産経営環境調和推進資金

オ：食品流通改善資金

カ：みどり投資促進税制

６　施設を整備する場合には、必要事項を別表３に記載の上、これを添付すること。

７　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和７年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであることがわかる書類を添付すること。

（別表２）

環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

設備等を導入する者の氏名又は名称：○○農園（株）　○○　○○

注１　法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　設備等の導入を行う者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 導入時期 | | 番  号 | 設備等の種類・名称／型式 | 一体的な  設備等 | 単価  (千円) | 数  量 | 金額  (千円) | 特例  措置 |
| ５年度 | 3月 | ① | 水田用除草機　○○○○  SJ800 |  | 4,000 | 1 | 4,000 | カ |
| 月 | ② |  |  |  |  |  |  |
| 小計 | | | | | | 4,000 |  |
| ○年度 | 月 | ③ |  |  |  |  |  |  |
| 月 | ④ |  |  |  |  |  |  |
| 小計 | | | | | |  |  |
| ○年度 | 月 |  |  |  |  |  |  |  |
| 月 |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 | | | | | |  |  |
| 合計 | | | | | | | 4,000 |  |

注１　「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。

　２　記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

３　みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。

４　みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。

５　「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～カ）を記載すること。

ア：農業改良資金

イ：林業・木材産業改善資金

ウ：沿岸漁業改善資金

エ：畜産経営環境調和推進資金

オ：食品流通改善資金

カ：みどり投資促進税制

６　施設を整備する場合には、必要事項を別表３に記載の上、これを添付すること。

７　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和７年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであることがわかる書類を添付すること。

（別表２）

環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

設備等を導入する者の氏名又は名称：　　▲▲　▲

注１　法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　設備等の導入を行う者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 導入時期 | | 番  号 | 設備等の種類・名称／型式 | 一体的な  設備等 | 単価  (千円) | 数  量 | 金額  (千円) | 特例  措置 |
| ５年度 | 6月 | ① | ラジコン草刈機　○○○○  RK40 |  | 1,600 | 1 | 1,600 | カ |
| 月 | ② |  |  |  |  |  |  |
| 小計 | | | | | | 1,600 |  |
| ○年度 | 月 | ③ |  |  |  |  |  |  |
| 月 | ④ |  |  |  |  |  |  |
| 小計 | | | | | |  |  |
| ○年度 | 月 |  |  |  |  |  |  |  |
| 月 |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 | | | | | |  |  |
| 合計 | | | | | | | 1,600 |  |

注１　「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。

　２　記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

３　みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。

４　みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。

５　「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～カ）を記載すること。

ア：農業改良資金

イ：林業・木材産業改善資金

ウ：沿岸漁業改善資金

エ：畜産経営環境調和推進資金

オ：食品流通改善資金

カ：みどり投資促進税制

６　施設を整備する場合には、必要事項を別表３に記載の上、これを添付すること。

７　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和７年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであることがわかる書類を添付すること。

（別表２）

環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

設備等を導入する者の氏名又は名称：　　△△　△△

注１　法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　設備等の導入を行う者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 導入時期 | | 番  号 | 設備等の種類・名称／型式 | 一体的な  設備等 | 単価  (千円) | 数  量 | 金額  (千円) | 特例  措置 |
| ５年度 | 6月 | ① | ラジコン草刈機　○○○○  RK40DX |  | 2,200 | 1 | 2,200 | カ |
| 月 | ② |  |  |  |  |  |  |
| 小計 | | | | | | 2,200 |  |
| ○年度 | 月 | ③ |  |  |  |  |  |  |
| 月 | ④ |  |  |  |  |  |  |
| 小計 | | | | | |  |  |
| ○年度 | 月 |  |  |  |  |  |  |  |
| 月 |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 | | | | | |  |  |
| 合計 | | | | | | | 2,200 |  |

注１　「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。

　２　記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

３　みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。

４　みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。

５　「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～カ）を記載すること。

ア：農業改良資金

イ：林業・木材産業改善資金

ウ：沿岸漁業改善資金

エ：畜産経営環境調和推進資金

オ：食品流通改善資金

カ：みどり投資促進税制

６　施設を整備する場合には、必要事項を別表３に記載の上、これを添付すること。

７　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和７年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであることがわかる書類を添付すること。